

11月28日 大飯原発運転差し止め裁判 第7回審尋

2. 2秒の争点整理から活断層問題へ

早期結審、大飯の停止を求めて活動を強めよう



11月28日10時から大阪地裁508号法廷で、関電を相手とした大飯原発運転差し止め仮処分裁判の第7回審尋が行われました。

朝9時過ぎから、恒例となった裁判所前での生の声アピールを原告と支援者で行いました。「原発危ない」「子どもを守ろう」「がんばれ司法」と裁判所に向けて30分間、力一杯声を響かせました。



審尋では、内部異動ということで裁判長が交代になりました(他の2人の裁判官は代わらず)。新しい小野裁判長は、「先ごろ着任したばかりで理解している争点をまず確認したい」と、制御棒挿入性に関して次の5点をあげました。

- (1) 2.2秒は安全性の基準なのか、解析条件なのか。
- (2) 事故時(地震以外)に適用するのか、地震時にも適用するのか
- (3) (F0-A、F0-B、熊川断層という活断層の)3連動は起きうるか
- (4) 3連動時の制御棒挿入時間について

原告は2連動で2.16秒なので、3連動で基準値2.2秒を超えると主張し、

被告は2連動で1.88秒なので、3連動でも2.2秒以内(1.99秒)との主張で良いか

- (5) 2.2秒を超えても11秒以内は問題なしと言えるのか

4点目に関して関電は、3連動の場合を直接計算すれば1.83秒だと、例の奇妙な計算結果について述べました。原告は争点として、関電の主張する1.88秒等が国の審査を経ているかどうかという点もあると述べると、裁判長は「はい、理解しています」と答えました。

裁判長は、この制御棒の問題以外に、活断層の問題、津波(過去の津波痕跡)の問題があることを確認しました。交代直後でも、争点を把握していることは理解できました。

原告の武村弁護士から、2.2秒以内に挿入されなければならないというのは「仕様」であり、事故時も地震時も区別なく満たさなければならないこと、渡辺満久さん(東洋大学教授)の調査で3連動の可能性がさらに高まったこと、大飯原発のSクラスの非常用取水路の直下にある「F-6」断層は有識者会議の専門家全員が「活断層の可能性がある」と一致しており、国の手引きからすれば、疑わしきは活断層と判断しなければならず、直ちに大飯原発を停止すべきだと主張しました。関電は原告主張に対して書面で反論すると述べました。

一方、裁判長は活断層問題について、「国が調査中で、裁判所としては慎重にならざるを得ない。もう少し待てばデータや証拠が出るのでは」と述べました。

次回期日は、1月29日10時から508号法廷、書面は双方とも1週間前までと一旦はなりました。しかし原告の高山弁護士からこれまで原告は十分な主張をしてきているので次回の関電主張に反論する十分な時間があってしかるべきという主張が認められ、関電の書面は1月18日までに提出することとなりました。

2.2秒問題に続いて、今後活断層が争点になりますが、原告はすでに十分な主張をしています。国の結論が出るまで裁判所が判断できないというのはおかしなことです。裁判所が勇気を持って大飯原発3・4号機の停止の判断を出すよう活動を進めていきましょう。

なお、新しい裁判長は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟で第1陣原告が大阪高裁で敗訴判決を受けた後に、今年3月の第2陣地裁判決で「経済的發展を優先すべきであるという理由で労働者の健康を蔑ろにすることは許されない」と原告勝訴の判決を書いた裁判官だということです。